



訴願法

大隈

275



114
A2697



行政廳ノ違法又ハ不當ノ
 處分ニ依リ自己ノ權利若クハ利
 益ヲ毀損セラレタリトスル者ハ
 其處分ニ對シ上級行政廳ニ訴願
 スルコトヲ得但法律ニ特別ノ規
 定アルモノハ此限ニアラス
 訴願ハ等次ヲ經ヌンテ直ニ高等
 行政廳ニ提起スルコトヲ得ス
 各省大臣ノ處分ニ對シ訴願セシ

大正十一年四月
 隈侯爵郵寄贈

トスル者ハ其省ニ之ヲ提起スヘ
シ
内閣直轄官廳ノ處分ニ對シテハ
内閣ニ訴願スルコトヲ得

第二條 各省ノ裁決ヲ經タルモノ
ハ更ニ訴願スルコトヲ得ス

第三條 訴願書ハ其不服ノ要点、理
由、要求及訴願人ノ住所、職業、年齢
ヲ記載シ署名捺印スヘシ

第四條 多数ノ人員共同シテ訴願
ヲナサントスルトキハ各訴願人
ノ住所、氏名、職業、年齢ヲ記載シ之
ニ捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總
代人ヲ選ビ之ニ委任シ總代委任
ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ
法律上法人ト認メタル團體若ク
ハ會社ハ其名ヲ以テ訴願ヲ提起
スルコトヲ得

第五條

訴願書ハ其處分ヲ爲シタ
ル行政廳ヲ經由シ上級行政廳ニ
送達スヘシ

上級行政廳ノ裁決ヲ受ケタル後
更ニ其上級行政廳ニ訴願スルト
キハ其裁決ヲ爲シタル行政廳ヲ
經由スヘシ

第六條

行政處分ヲ受ケタル後六

十日ヲ經過シタルトキハ其處分

ニ對シ訴願スルコトヲ得ス但法

律ニ特別ノ規定アルモノハ此限

ニ在ラス

行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリ

ト認ムルトキハ前項ノ期限經

過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコ

トヲ得

第七條

行政廳ノ裁決ヲ經タル訴

願ニシテ三十日ヲ經過シタルモ

ハ更ニ其上級行政廳ニ訴願ス

ルヲトヲ得ス但法律ニ特別ノ規

定アルモノハ此限ニ在ラス

第八條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ
差出スコトヲ得

郵便遞送ノ日數ハ第六條第七條
ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第九條 第五條第一項ノ場合ニ於
テ訴願書ノ經由ニ當レル行政廳
ハ訴願書ヲ受取タル日ヨリ十日
以内ニ辯明書及必要文書ヲ添へ
其上級行政廳ニ發送シ同時ニ之
ヲ訴願人ニ通知スヘシ
其身二項ノ場合ニ於テ訴願書ノ
經由ニ當レル行政廳ハ訴願書ヲ
受取タル日ヨリ三日以内ニ其上
級行政廳ニ發送シ同時ニ之ヲ訴

願人ニ通知スヘシ

第十條 法律ニ特別ノ規定アルモ
ノヲ除ク外訴願ハ行政處分ノ執
行ヲ停止セズ但行政廳ハ其職權
ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必
要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ
停止スルコトヲ得

第十一條 訴願ハ審問ヲ為サス其
文書ニ就キ之ヲ裁決スヘシ但事
實明瞭ナラサル為ノ必要ナルト
キハ審問ヲ為スコトヲ得

第十二條 訴願ノ裁決書ニハ其理

由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルト

キモ亦同シ

第十三條 上級行政廳ニ於テ訴願

ノ申立ヲ適當ナリト裁決シタル

トキハ下級行政廳ハ其裁決ノ旨

ニ從ヒ直ニ相當ノ處分ヲ為スヘ

シ

前項ノ場合ニ於テ上級行政廳其

職權アルトキハ自ラ其處分ヲ為

シ又ハ下級行政廳ヲシテ其處分

ヲ為サシムルコトヲ得

第十四條 訴願ノ侮辱誹毀ニ涉ル

モノハ之ヲ受理セス

訴願書ハ未ク裁決ヲ經サルノ前

ニ新聞紙其他ノ文書ヲ以テ公行

スルコトヲ許サス

第十五條 此法律ハ明治 年 月
日ヨリ施行ス

第十六條 訴願手續ニ関シ他ノ法
律ニ特別ノ規定アリシハ各其
規定ニ依ル

第十七條 此法律施行ノ前請願規

則ニ依リ受理シタル請願ハ其規

則ニ依リ之ヲ處分スヘシ

請願規則ニ依リ下級行政廳ノ指

令ヲ受ケタル者更ニ請願セント

スルトキハ此法律ニ從ヒ其上級

行政廳ニ訴願スヘシ

第十八條 第六條第一項及第七條
ニ定メタル訴願期限ハ此法律施
行ノ前行政處分ヲ受ケ又ハ請願
規則ニ依リ指令ヲ受ケタル者ニ
シテ請願規則第十四條ノ期限中
ニ在ルモノニ對シテハ此法律施
行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第十九條 明治十五年^{十一月}第五十
八號布告請願規則ハ此法律施行
ノ日ヨリ廢止ス



